

議案第12号

富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第22号）の
一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月21日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

ひとり親家庭等医療費の支給に伴う自己負担金を廃止するため、富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する 条例

富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「次条第1項」を「次条」に改める。

第6条を次のように改める。

（支給の範囲）

第6条 前条第1項に規定する受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）に支給する医療費（以下「ひとり親家庭等医療費」という。）の額は、当該受給者の一部負担金の額とする。ただし、受給者の責めにより一部負担金のうちに過分の自己負担の額があるときは、その額についてはひとり親家庭等医療費の対象としない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第6条の規定は、令和5年6月1日以後の診療に係るひとり親家庭等の医療費の支給について適用し、同日前の診療に係るひとり親家庭等の医療費の支給については、なお従前の例による。